



消防大学校だより

火災調査科(第23期)

消防大学校では、平成24年5月28日から7月13日までの47日間にわたり、火災調査科(第23期)の教育訓練を実施しました。本科は、火災原因調査現場における指揮・指導者の育成を行うため、座学、実科ともに実践的なカリキュラムとしています。

座学では、火災調査の基本要領に始まり、火災調査を取り巻く法律関係や対人折衝能力を高める授業構成とし、事務対応能力の向上を図りました。

実科では、模擬家屋火災鑑識実習、車両火災鑑識実習、電気火災鑑識実習、化学火災鑑識実習、微小火源鑑識実習及び放火・燃焼機器鑑識実習などを実施しました。

模擬家屋火災鑑識実習では、約20㎡の建物を4棟仕立て、その内装や家財を実際の家屋と同様に設定し、それぞれ異なる原因で火災を発生、燃焼させ、実際の現場

と同じように火災調査を進めていくものです。各棟に配置された講師の指導の下、調査の基本から応用まで広範囲にわたる実習となりました。各棟とも、製造物から出火した可能性を見据え、後日、出火箇所付近にあった製造物の鑑識を実施したほか再現実験等を行うなど、科学的かつ客観的な火災調査の実践に努めました。

実車4台を使用した車両火災鑑識実習では、焼損した車両の鑑識を実施し、車両構造の知識を基に、実践的な火災原因の究明を行いました。

学生からは、当初の目標を十分に達成することができ、大変有意義であったとの意見が寄せられました。

今後は、火災調査科卒業生としての誇りと自信を持ち、科学的根拠に基づいた火災調査業務を遂行し、火災予防に寄与していくことが期待されます。



模擬家屋の燃焼状況



模擬家屋火災鑑識実習(関係者からの聴取)



模擬家屋火災鑑識実習(建物内の発掘)



車両火災鑑識実習(エンジンルーム内の見分)

自主防災組織育成コース(第8回)

6月4日から6月8日までの5日間、消防大学校において危機管理・防災教育科 第8回自主防災組織育成コース(受講生53名)を開講しました。

本コースは、都道府県、市町村及び消防本部等の自主防災組織の育成担当者を対象として、その業務に必要な知識及び能力を修得させることを目的としています。

消防大学校の多くの課程の中でも、都道府県、市町村の一般行政職員と消防職員とが共に席を並べ学び、寮生活を送る数少ないコースのひとつです。

カリキュラムの編成に当たっては、地域防災の問題点や課題等についての研究と教育・指導技法、訓練手法等の修得を主眼としました。

第8回の今回は、津波により甚大な被害が生じた東日本大震災を踏まえて、津波災害について専門的知識を有する講師による講義、平成23年度防災まちづくりで消防庁長官賞を受賞した岐阜県岐阜市本荘地区自治会連合会井上いほり会長の講義(「災害時要援護者支援対策—平常時の「絆」が緊急時の「絆線」に—)を行うとともに、自主防災組織の育成手法の修得のため、図上訓練(DIG)、災害シミュレーション(災害対応型ゲーム)等に取り組みました。

また、課題研究では、一般行政職員と消防職員とのバランスを考慮した班編制を行い、班ごとに学生が日頃抱えている問題の中から研究課題を決定し、その解決策を探るため、限られた時間の中で、昼夜にわたる熱心な討議を行いました。最終的に問題解決の端緒が得られ有意義なものとなりました。

課題研究発表においては、消防庁防災担当者の立会い



図上訓練(DIG)

の下、各班とも緊張の中、満足のいく発表ができたようでした。

研修を終えた学生からは、「課題研究を通じて、それぞれの立場での問題点の把握ができ、解決策の協議、検討を行えたことは大変有意義だった。」「一般行政機関と消防機関との連携の重要性についても認識が深まった。」などの感想が寄せられました。

さらに、「自主防災組織の指導についても、研修を通じて訓練手法、指導要領を学ぶことができ、早速実践していきたい。」などの声が聞かれました。

今後は、自主防災組織の育成及び活性化を推進する上で、消防大学校で得た知識、技術をその業務上十分に活用・発揮され、それぞれの地域での安心安全の確保のため自主防災組織の充実強化が図られることが期待されます。



課題研究発表



課題研究発表

ガス機器による火災及びガス事故の防止

予防課

都市ガスやプロパンガスは、取扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。また、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故も恐ろしいものです。そこで、次の点に注意し、ガスによる火災や事故を防ぎましょう。

なお、消防庁ホームページでも「こんろ火災の恐怖とその対処方法」についての映像資料がご覧いただけます。
http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/index.html

ガス機器の正しい取付け

- ① ガスこんろやガストーブを柱や壁に近づけて使用すると、壁面等を熱に強い材料で覆っていても、内部の木材が炭化して、低温でも発火することがあります。柱や壁などから間隔を取って使用してください。
- ② ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取付け、ひび割れ等の劣化がないか時々点検してください。

ガス機器の正しい取扱い

- ① ガス機器を点火したときは、必ず火がついたか確かめてください。
- ② ガスこんろで揚げ物等をしている際の火災が多く発生しています。揚げ物等をする際にはその場を離れず、またどうしても離れる場合は短時間でもこんろの火を必ず消して下さい。
- ③ 煮炊き等をする際も、鍋を火にかけたら目を離さないようにし、煮こぼれ等による炎の立ち消えや空焚き等がないように注意してください。
- ④ こんろの周囲は整理・整頓に努め、可燃物等に着火しないように注意してください。
- ⑤ 煮こぼれ等によるガスバーナーの目詰まりは不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素中毒の原因にもなります。日頃から適度な清掃に努めてください。



十分な換気

- ① ガスが燃焼するには、多量の新鮮な空気を必要とします。空気が不足すると不完全燃焼を起こし、有毒な一酸化炭素が発生しますので、換気扇を回す、窓を開けるなど換気に心がけましょう。
- ② ガス風呂釜や大型湯沸器等の排気筒が外れていた

り、物が詰まった状態ですと排気が不十分になり不完全燃焼が起きることがあります。異常を感じたら、直ちに排気筒が正常な状態にあるか点検してください。

ガス漏れに気づいた時の注意点

ガス漏れ等の異常に気付いた時は、ガスの元栓を閉め、窓を開けて空気の入換えをしてください。また、その際、換気扇、電灯等のスイッチやコンセントプラグには触れないでください。火花が発生し、爆発を起こす危険があります。

地震が発生した時の注意

- ① ガス機器を使用中に地震が発生した際は、火を消し、ガスの元栓を閉めてください。使用中のガス機器に近づけないような大きな地震の際は、まず身の安全を図り、揺れがおさまった後で対処してください。使用していたこんろ、湯沸器等は確実に消火してください。
- ② プロパンガスボンベを使用している場合は、必ず屋外の風通しのよい日陰に設置し、地震等で転倒しないよう鎖等で固定してください。

安全装置付ガス機器の使用

- ① ガス栓の不完全な閉止、炎の立ち消え、機器の老朽化等によって起きる事故を防ぐため、ヒューズコック、マイコンメーター等の安全装置やガス警報器を設置し、噴きこぼれによる「立ち消え安全機能」や油の温度が上がりすぎる前に自動的にガスが止まる「天ぷら油過熱防止機能」等の安全機能がついたガス機器を使用することが有効です。
- ② 安全暖房器具には、地震時や誤って倒した時に自動的に消火する「対震自動消火機能」の他に、ファンヒーターの消し忘れによる長時間運転時に自動的に消火する「消し忘れ自動消火機能」等がついているものがあります。ガスによる火災・事故を防ぐため、これらのガス機器を積極的に使用すると有効です。



天ぷら油過熱防止機能

住宅用火災・ガス・CO警報器の設置

ガス機器による火災や事故を総合的に防止するためには、ガス漏れと一酸化炭素の発生を検知する、ガス・CO警報器に、熱又は煙感知機能が加わった住宅用火災・ガス・CO警報器を設置することが有効です。



都市ガス用 L Pガス用
住宅用火災・ガス・CO警報器